

18. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

(1) 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	30 件
イ	黄斑下手術等	8 件
ウ	鼓室形成手術等	4 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

(2) 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	2 件
イ	水頭症手術等	8 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	20 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	14 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5 件

(3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	27 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	6 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	3 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	1 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

(4) その他の区分

ア	人工関節置換術	28 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	39 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	123 件